



目次

告示	ページ
◎公平委員会の事務の委託 (市町村振興課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
公 告	
○高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の募集 (障害福祉課)	1
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (男女共同参画・NPO課)	2
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め (農業基盤課)	2
○開発行為に関する工事の完了(2件) (都市計画課)	2
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則 (10・5 掲示)	2
落札公告	
○落札者等の公告 (税務課)	3
○〃 (教育委員会事務局生涯学習課)	3

告 示

高知県告示第666号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、高知県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

平成19年10月12日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

高知県後期高齢者医療広域連合と高知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、高知県後期高齢者医療広域連合(以下「甲」と

いう。)は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務の処理を高知県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の処理の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の処理については、乙の当該事務の処理に関する条例、規則、規程、人事委員会規則及び人事委員会の定め(以下「条例等」という。)によるものとする。

(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と高知県後期高齢者医療広域連合長が協議して定める。
(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、高知県知事がこの規約による事務の委託を受けた旨の告示をした日から施行する。

(規約の告示)

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第675号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年10月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月19日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市甲原字勘重1672番2から土佐市甲原字モッコ	前	4.0	202
		12.5	
		7.0	

ク3688番35まで	後	13.0	202
------------	---	------	-----

公 告

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例(平成8年高知県条例第2号)第12条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

平成19年10月10日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

- 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - 施設の名称
高知県立障害者スポーツセンター(以下「スポーツセンター」という。)
 - 施設の場所
吾川郡春野町内ノ谷1-1
 - 施設の概要
募集要項に記載のとおり
- 指定管理者が行う業務
 - スポーツセンターの施設の利用の許可等に関する業務
 - 使用料の徴収に関する業務(調定事務を除く。)
 - スポーツセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - 障害者スポーツの指導及び普及に関する業務
 - 障害者に関する相談、研修及び健康増進に関する業務
- 指定期間
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消すものとする。
- 応募資格
高知県内に主たる事業所(本社又は本店等)を有し、その指定期間中、スポーツセンターの利用において、障害者の平等利用の確保、業務の効率化による経費の縮減等ができるとともに、安全円滑にスポーツセンターを管理運営することができる法人その他の団体とする。
なお、複数の法人等で構成するグループも応募することができるが、その場合、グループの代表となる構成員は、高知県内に主たる事業所(本社又は本店等)を置くことを要件とする。
- 指定の手続
 - 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。
ア 2の業務に係る事業計画書

イ 2の業務に係る収支予算書
ウ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書

エ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
カ 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
キ 設立趣旨書、事業内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの

ク グループ応募の場合は、構成員の役割分担に関する書類
(2) 申請書等の提出期間は、平成19年11月1日(木)から同月9日(金)まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。郵送による場合は、書留郵便とし、平成19年11月9日午後5時30分までに必着すること。

(3) (1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 指定管理者の募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。募集要項の配布は、平成19年10月10日から同年11月9日まで(高知県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の間、7で行う。

また、募集要項は、高知県健康福祉部障害福祉課のホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/~shougai/>)からも入手することができる。

(5) 申請書等の応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者とスポーツセンターの管理に関する協定を締結し、業務に係る経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2-20
高知県健康福祉部障害福祉課
電話番号088-823-9633 ファクシミリ番号088-823-9260

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年10月10日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年10月10日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年10月10日	特定非営利活動法人土佐援農会	柳 吉武	高知市針木北一丁目11番13号	この法人は、食料の安定供給を担う農業を守り育て、農村地域の豊かな環境創造と地域の活性化を図るため、農業技術の調査・研究、広報活動等を行うとともに、農業後継者の育成やその支援、農業に関する技術開発等の支援事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業唐浜2期地区(岡換地区)に係る換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年10月19日

高知県知事 橋本 大二郎

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

平成19年10月19日から同年11月16日まで

3 縦覧場所

安田町役場

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年10月19日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年9月10日19高都計第304号	南国市領石字天神ヶ谷689-1の一部	香美市土佐山田町宝町2-7-31 坂本 守

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年10月19日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年9月27日19高都計第325号	吾川郡春野町西畑字大上の前2720	高知市石立町221-1 ハイッベルドンナ202 三宮 奈津

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月5日(揭示済)

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

高知県公安委員会規則第17号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則(昭和50年高知県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2の9 いの警察署の表いの警察署三瀬駐在所の項中「吾川郡いの町柳瀬本村892番地」を「吾川郡いの町柳瀬本村589番地1」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月9日から施行する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成19年10月19日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
税務電算システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部税務課 高知市丸ノ内一丁目2-20
- 3 落札者を決定した日
平成19年9月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額
月額 1,119,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成19年8月10日

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成19年10月19日

高知県教育長 大崎 博澄

- 1 随意契約に係る業務の名称及び数量  
高知県立図書館蔵書検索システム再構築委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県教育委員会事務局生涯学習課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成19年9月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社高知支店 高知市本町四丁目2番44号
- 5 随意契約に係る契約金額  
46,602,150円
- 6 契約の相手方を決定した手続

公募型プロポーザル方式による随意契約  
 7 随意契約によることとした理由  
 政令第10条第1項第1号に該当するため